

青森県報

第九百九十二号

令和七年
十一月十四日
(金曜日)

目次

告 示

○結核予防補助金の基準……………(保健衛生課) ……一

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(東青県土整備事務所) ……一

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……三

告 示

青森県告示第五百六十九号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第五百二十二号)第二条第一項の規定により令和七年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十一月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 四百五十四円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
二 四百七十八円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
三 五百六円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 千七百六十七円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十一月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社太田建設工業

二 代表者の氏名 太田一世

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字前池三三の三

四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第六三四九号

五 取消年月日 令和七年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年九月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十一月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社佐藤設備

二 代表者の氏名 佐藤良美

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字増館字富岡一七五の一

四 許可番号 青森県知事許可(特―五)第一一八九五号

五 取消年月日 令和七年九月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十一月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社東光メタル

二 代表者の氏名 常田勝孝

三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字谷脇六七の六七

四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第一〇〇三〇一号

五 取消年月日 令和七年九月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十一月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 青森市管工事業協同組合

二 代表者の氏名 佐々木昭仁

三 主たる営業所の所在地 青森市本町四丁目三の一四

四 許可番号 青森県知事許可(般―五)第一〇〇七〇〇号

五 取消年月日 令和七年十月六日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年九月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十一月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社新時代松橋工務店

二 代表者の氏名 加藤喜行

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町喜良市坂本五六の三四九

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第四〇〇二八三号

五 取消年月日 令和七年九月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十一月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社共進工業

二 代表者の氏名 奥沢修

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町下境三〇の九

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一一八九号

五 取消年月日 令和七年九月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、管工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年九月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年十一月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 二北運送株式会社

二 代表者の氏名 沼田かおる

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字柳沢五九の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一一二七〇号

五 取消年月日 令和七年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年七月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由に

より解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭